

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2021年8月12日
【会社名】	株式会社ツルハホールディングス
【英訳名】	TSURUHA HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鶴羽 順
【本店の所在の場所】	札幌市東区北24条東20丁目1番21号
【電話番号】	011-783-2755
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 村上 誠
【最寄りの連絡場所】	札幌市東区北24条東20丁目1番21号
【電話番号】	011-783-2755
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 村上 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年8月10日開催の当社第59回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2021年8月10日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社移行による規程の変更および今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

鶴羽 樹、鶴羽 順、小川久哉、村上正一、八幡政浩、藤井文世の6名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

大船正博、佐藤はるみ、岡崎拓也の3名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

鈴木シュヴァイスグート絵里子を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額として、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）に設定するものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査等委員である取締役に対する報酬額として、年額100百万円以内に設定するものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の設定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額150百万円以内として設定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	440,045	700	39	(注)1	可決 99.82
第2号議案					
鶴羽 樹	420,348	20,399	30	(注)2	可決 95.35
鶴羽 順	432,738	7,999	42		可決 98.16
小川 久哉	434,822	5,930	30		可決 98.63
村上 正一	434,820	5,932	30		可決 98.63
八幡 政浩	434,822	5,930	30		可決 98.63
藤井 文世	435,814	4,938	30		可決 98.86

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第3号議案					
大船 正博	424,966	15,782	30	(注)2	可決 96.40
佐藤 はるみ	439,643	1,111	30		可決 99.73
岡崎 拓也	439,980	775	30		可決 99.80
第4号議案					
鈴木シュヴァイスグート絵里子	440,509	247	30	(注)2	可決 99.92
第5号議案	440,356	368	61	(注)3	可決 99.89
第6号議案	440,146	587	52	(注)3	可決 99.84
第7号議案	419,169	21,575	39	(注)3	可決 95.08

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書(インターネット等による行使を含む。)による事前行使および当日出席の株主のうち当社が賛成、反対および棄権の確認ができたものにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立しております。よって、前記(3)の賛成、反対および棄権の各個数には、当日出席株主のうち当社が賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は含まれておりません。

以上